



# 島根県報

平成26年2月4日（火）

第2,568号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成26年2月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
島根県防除実施基準に適合する区域の変更	（森 林 整 備 課）	2
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	（       "      ）	2
保安林予定森林（2件）	（       "      ）	3

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森 林 整 備 課）	4
---------------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

県防災行政無線多重無線装置等予備品の調達に係る一般競争入札の落札者等	（消 防 総 務 課）	4
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の実施	（病 院 局）	4

**告 示****島根県告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年2月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第52号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社飛鳥	まわぁえん	松江市上乃木6丁目7-5	平成26年2月1日

**島根県告示第53号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲南地区 (殿川内(古田)工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第54号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定により、島根県防除実施基準に適合する区域を変更したので、同条第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については、登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び東部農林振興センター並びに松江市及び出雲市の各市役所並びに隠岐郡隠岐の島町の役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第55号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については、登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、松江市及び出雲市の各市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第56号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町片江549-3、549-6、2283、2306-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第57号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町福浦1267、1268

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
897	北垣 暢介 大田市三瓶町大字志学2036 - 1 番地	○	○	○	○	三瓶苗圃 大田市三瓶町大字志学2036 - 1 番地

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品の名称及び数量  
県防災行政無線多重無線装置等予備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成25年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本無線株式会社山陰営業所 所長 小野 隆 島根県松江市内中原町20-1
- 5 落札金額  
42,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成25年12月6日

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年2月4日

## 1 調達内容

## (1) 平成26年度における灯油の購入

規格 灯油 J I S 1 号

予定数量 610キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 390キロリットル

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

## (5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加に必要な資格

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

## (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8 燃料・油脂類」、中分類「石油」に登録された者であること。

## (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

## (5) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。

## (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課

電話0853-30-6435

## (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成26年2月4日から同年3月17日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

## (3) 入札説明会

実施しない。

## (4) 入札書の受領期限

平成26年3月26日 午前9時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年3月26日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 610,000 liters of kerosene (JIS No.1) , to be used as fuel for the hospital during the 2014 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 26 March 2014, 9:30AM

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken 693-8555, JAPAN. Tel 0853-30-6435